

平成28年 第9回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

平成28年 第9回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成28年 8月31日(水) 午後 1 時 30 分 閉 会 平成28年 8月31日(水) 午後 1 時 59 分							
場 所	共和町役場本庁舎 3階 委員会室							
出席及び  欠席委員	議席 番号	氏 名		出欠 の別	議席 番号	氏 名		出欠 の別
	1	小笠原 敏 雄		出席	11	高 橋 正 志		出席
	2	長 門 強		出席	12	水 戸 政 春		出席
	3	天 坂 左太雄		出席	13	小 野 公 志		出席
	4	菊 池 利 昌		出席	14	北 井 清 春		出席
	5	西 本 峯 雄		出席	15	森 孝 之		出席
	6	森 下 昭 夫		出席	16	石 田 吉 光		出席
	7	岡 田 政 則		出席	17	川 上 芳 浩		出席
	8	澤 田 邦 子		出席	18	上 川 洋 一		出席
	9	澤 田 博 人		出席	19	菱 沼 昇		出席
10	浦 口 義 之		出席	20	今 村 俊 一		出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名			出欠 の別	氏 名			出欠 の別
	事務局長	原 子 富 行		出席	農地係	高 松 大 輝		出席
	農地係長	堤 秀 人		出席				
議 事 録 署名委員	6 番 森 下 昭 夫 委員			15 番 森 孝 之 委員				
日 程	順 序 及 び 件 名							
第 1	議事録署名委員の指名について							
第 2	報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について							
第 3	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について							
第 4	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について							
第 5	議案第3号 現況証明願について							
第 6	議案第4号 平成28年産水稻作況調査について							

(午後 1 時 3 0 分 開会)

◎開会宣言

- 議長 只今から平成 2 8 年第 9 回共和町農業委員会総会を開催致します。  
出席委員は、全員出席の 2 0 名でございます。  
定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。  
通知告示した後に申請を受理した案件も追加審議することに異議ありませんか。  
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。  
なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

- 議長 日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。  
共和町農業委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、6 番 森下委員、1 5 番 森委員を指名致します。  
では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

- 議長 日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告願います。
- 事務局 今月の報告は 7 件になります。  
(報告第 1 号を朗読)  
3 番と 5 番は特例有限会社になります。2 0 0 6 年の会社法施行により有限会社は廃止され、新たに設立することができなくなりましたが、法施行前からあった有限会社については特例有限会社として従前同様の取扱いがされているものになります。  
以上全ての報告者について、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件・農作業従事要件の全ての要件を満たしていると認めますので、報告します。
- 議長 報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。  
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。  
以上で、農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告についての報告を終わります。

◎日程第 3 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

- 議長 次に、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題と致します。  
事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 農地を農地以外の用途に転用することは規制されており、自己所有の農地を自ら転用する場合には、農地法第 4 条の規定による許可が必要となります。

今回の転用申請は1件です。

(議案第1号、議案書を朗読)

申請地は、役場から岩内方面へ約6km先にある、町道第二ポン岩内線沿いのハイム●●●に隣接しておりまして、町道からは50m程度奥に位置しています。

申請内容は、民間賃貸共同住宅建設に対する町の補助事業を活用しまして、申請者が所有するアパートの隣接地にアパートを新築するとともに、駐車場及び通路を併設するものです。

この土地は国道沿いのため農用地区域外となっておりまして、農地区分については、水道管と下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ500m以内に西陵小学校と西部住民センターという2つ以上の公共公益的施設が存在することから、原則として転用可能な第3種農地と判断できます。

申請地周辺は市街化が進んでおり利便性が高く、また申請者の自宅及びアパートと隣接していることを考慮しますと、当該地の転用はやむを得ないと判断します。

現地確認については、事前の情報に基づき、7月21日に北井委員、菱沼委員、岡田委員の3名で実施しております。

なお、通常農地転用の際には、農業委員会総会で許可相当と決定した後北海道農業会議に対して意見聴取を行いまして、翌月の農業会議の常設審議委員会で審議され、許可相当という回答が出されてから許可を行うこととなります。

しかし、今年4月の制度改正に伴う農業会議との申し合わせによりまして、30アール以下の第3種農地を転用する場合は農業会議からの意見聴取が不要とされていることから、本日の決定をもって明日付けで許可を行うこととなりますのでご了承ください。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

#### ◎日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

農地を転用目的で売買又は貸借する場合には、農地法第5条の規定による許可が必要となります。

今回の転用申請は1件です。

(議案第2号、議案書を朗読)

こちらは砂採取による一時転用の申請となります。

申請地は、国道229号線から約700m西側にある町道開進一号線沿いに位置しておりまして、今年1月の総会で許可し、3月から砂採取を行っている場所の隣接地を新たに採取するものです。

砂採取事業の掘削区域面積は9,427㎡で、他に表土置場や運搬路などを含めると所要面積は合計12,614㎡となります。また、砂採取量は29,965立米という計画になっております。

砂採取後は、除去していた表土を用い、1m程度埋め戻しをして整地することによって農地改良とし、畑として利用できるようにするとされております。

この土地は共和町の農業振興地域整備計画において農用地区域とされていることから農地区分は農用地区域内農地となり、原則転用許可できない農地となりますが、砂利採取を目的とする一時転用については、代替性の検討は必要となりますが、例外的に許可できることが農地法施行令等で定められております。

申請地は過去の実績からも砂が豊富であり、砂採取できる場所は限られることから、当該地の転用はやむを得ないと判断します。

また、この申請と併せて、後志総合振興局が所管する砂利採取法の許可についても同様の内容で申請されておりまして、許可となる見込みです。今週29日の現地打合せには農業委員会からも特別委員として森下委員、澤田博人委員、高橋委員が参加しております。

北海道農業会議への意見聴取の回答は9月26日を予定しておりますが、転用許可については、砂利採取法の許可及び前回の許可に関する工事完了報告の受領後に行うこととなります。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、許可を与えることとし、北海道農業会議の意見を聴取することに決定致します。

#### ◎日程第5 議案第3号 現況証明願について

○議長

次に、日程第5 議案第3号 現況証明願についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の願い出は1件です。

(議案第3号、議案書を朗読)

申請地は、はまなす幼児センターから400m程度南側の、国道229号線沿いのゴルフ練習場の向かいに位置しておりまして、役場からは約8kmになります。

今回の申請地のうち、北側の梨野舞納●●番地▲と●●番地■については、平成4年に前所有者で申請者の父のA氏と●●市のB社により賃

貸借による5条転用申請がありまして、資材倉庫及び資材置場として永久転用の許可がされております。

現在の利用状況ですが、A氏とB社の賃貸借は解約されたとのことで、梨野舞納●●番地▲と●●番地■の建物は解体され、既に原野化しております。

また、南側の●●番地×は数十年前から耕作されておらず、山林化している状況です。

現地調査の結果、非農地化となってから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と判断します。

現地調査は、今週の29日に、菊池委員、高橋委員、菱沼委員の3名で実施しております。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

願い出のとおり、証明を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、証明を与えることに決定致します。

#### ◎日程第6 議案第4号 平成28年産水稻作況調査について

○議長 次に、日程第6 議案第4号 平成28年産水稻作況調査についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今年度の水稻作況調査については、8月5日付けで町長から農業委員会へ調査依頼がありまして、先週の25日に五役会議を開催し、調査日などについて協議しております。

今年度の水稻の生育状況ですが、6月以降の低温と日照不足で生育が遅れておりましたが、8月上旬の高温多照により回復しまして、8月15日現在の普及事務所の調査で、ななつぼしは平年並の生育となっております。登熟も良好であるとのことです。

調査日につきましては、生育状況や諸行事等を考慮しまして、品種や地域による差は若干あると思いますが、9月12日に実施することといたく、ご提案致します。

次に、水稻作況調査の実施要領についてご説明しますので、別紙をご覧ください。

(別紙をもとに実施要領等を説明)

調査結果を踏まえた共和町の水稲作況反収の決定については、後志農業共済組合の標本田の坪刈実測や北海道農政事務所の作況指数、農業改良普及センターの調査結果等も参考としまして、11月に五役会議で協議・調整を行ったうえで11月の総会に報告し、最終決定することになります。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

- 議長 (「質疑なし」の声)  
質疑なしと認めます。  
これより、採決致します。  
平成28年度水稻作況調査の調査日については9月12日、調査箇所については19ヶ所を実施することとして異議ございませんか。
- 議長 (「異議なし」の声)  
異議なしと認めます。よって、水稻作況調査は9月12日に調査箇所19ヶ所を実施することに決定致します。

◎閉会宣言

- 議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了致しました。  
これにて、平成28年第9回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 1 時 5 9 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、  
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成28年 8 月 3 1 日

議長(農業委員会会長)           今 村 俊 一           印

議事録署名委員 6 番           森 下 昭 夫           印

議事録署名委員 1 5 番           森          孝 之           印